

# 広域連携加速化事業 取組事例集

令和5年5月

北海道総合政策部行政連携課

# 目次

1 広域連携加速化事業について	1
-----------------	---

---

2 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）概要	2
---------------------------	---

---

3 連携地域・構成市町村・事業一覧（地域づくり総合交付金活用地域）	4
-----------------------------------	---

---

南空知圏域	5
後志 16 町村連携地域	13
日高連携地域	17
留萌中北部5町村連携地域	26
遠軽地区連携地域	30
西紋別地区町村会連携地域	34
根室連携地域	39

4 連携地域・構成市町村・事業一覧（国の広域連携制度活用地域）	44
---------------------------------	----

---

宗谷地域	45
釧路地域	49

## <参考>

・広域連携加速事業推進要綱	54
・地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）実施要綱	60

# 1 広域連携加速化事業について

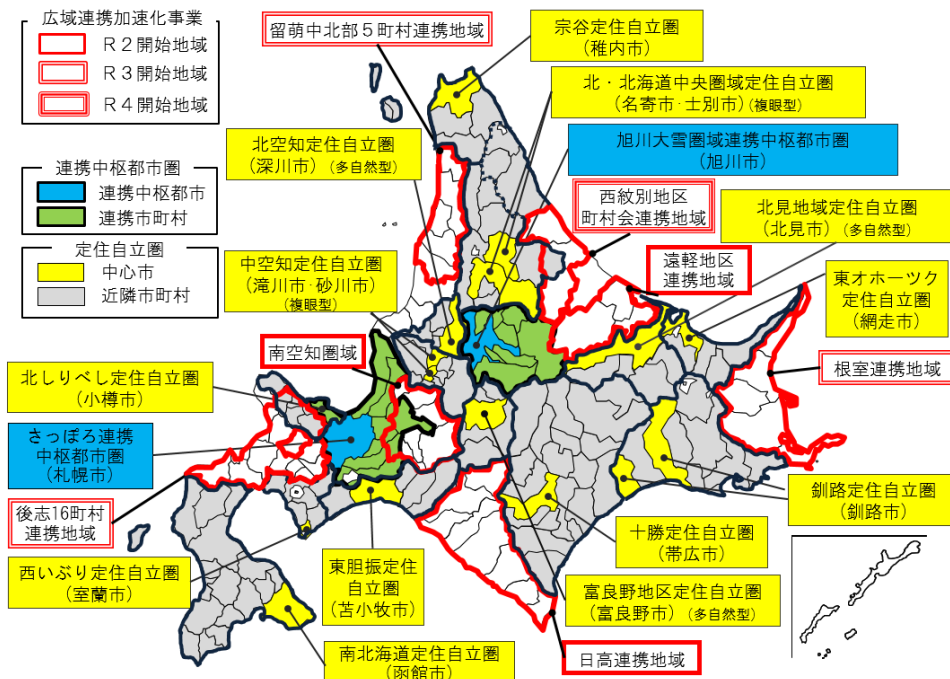
広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、各地域の特性を活かしながら、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要です。

このため、道では、これまでの国の定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想による広域連携の取組を積極的に推進するとともに、国の広域連携制度の活用が困難な地域においては、平成27年度から令和元年度まで市町村連携地域モデル事業により、広域連携の取組を支援してきました。

令和2年度からは、新たに創設した「広域連携加速化事業」により、人口減少や高齢化が深刻化する2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、これまでの広域連携の取組を深化・発展させるとともに、広域連携の形成に至っていない地域を含め新たな取組を展開していくことで、地域全体の活性化を図ることとしています。

本事例集は、地域で暮らし続ける上で欠かせない行政サービスの維持・確保を図るため、より効率的・効果的な広域連携が進むよう、国の広域連携制度を活用している地域や新たに形成された連携地域の形成の経緯や規模、連携した取組の内容や効果等、道内市町村の広域連携担当者等が参考にできる資料として、概要を取りまとめたものです。

北海道内における広域連携の状況（令和5年4月1日現在）



国の広域連携制度の活用が困難な地域に対しては、地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）により広域連携の取組を支援しています。

## 2 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）概要

事業年度	令和2年度～令和6年度（地域づくり総合交付金のメニュー事業）
交付対象者	1) 広域連携加速化事業推進要綱に基づき、地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は、交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みであること
※右の1)及び2)を満たす	2) 地域の実情に応じた多様な連携ネットワークを形成しようとする隣接した市町村であり、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っていない市町村を1/2以上含むこと
交付対象事業	地域を代表する市町村が属する振興局管内の広域連携前進プランに掲載した、又は、掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は、掲載予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業
交付額	予算の範囲内で1地域（協議会）あたり1,000万円を上限（定額交付）

地域づくり総合交付金  
(広域連携加速化事業) 活用地域

### 3 連携地域・構成市町村・事業一覧（地域づくり総合交付金活用地域）

連携地域名	構成市町村	事業名
南空知圏域	岩見沢市、夕張市、美唄市、 三笠市、南幌町、由仁町、 長沼町、栗山町、月形町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域基礎調査（R2のみ）</li> <li>・地域防災体制の充実</li> <li>・地域公共交通の維持確保と利用促進</li> <li>・ICTインフラの研究・活用</li> </ul>
後志16町村 連携地域	島牧村、寿都町、黒松内町、 蘭越町、二セコ町、真狩村、 留寿都村、喜茂別町、京極町、 共和町、岩内町、泊村、 古平町、仁木町、余市町、 赤井川村  ※蘭越町は令和4年3月18日 に加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を活用した合同研修 （新規採用職員研修）</li> </ul>
日高連携地域	日高町、平取町、新冠村、 浦河町、様似町、えりも町、 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通利用促進事業</li> <li>・行政サービスICT活用調査検討事業</li> <li>・地域ICT利活用促進事業</li> </ul>
留萌中北部5町村 連携地域	苫前町、羽幌町、初山別村、 遠別町、天塩町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を活用した合同研修 （ICT利活用研修、自治体に 求められるDX化研修）</li> </ul>
遠軽地区連携地域	遠軽町、佐呂間町、湧別町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療対策事業</li> </ul>
西紋別地区町村会 連携地域	興部町、雄武町、西興部村、 滝上町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域専門人材確保対策事業</li> </ul>
根室連携地域	根室市、別海町、中標津町、 標津町、羅臼町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を活用した合同研修 （防災研修）</li> </ul>

# 南空知圏域

## 南空知圏域

### 連携地域の概要

人口*	152,486人
面積*	2,562.25 km <sup>2</sup>
構成市町村数	9
事務局担当市町村	岩見沢市
連携協定締結	令和2年10月9日
連携ビジョン策定	令和2年10月23日

※令和2年国勢調査結果より



連携地域形成の経緯	住民の通勤・通学、買物をはじめとした日常生活での結びつきに加えて、観光や医療における連携など、関係性の深い地域であり、人口減少社会においても活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、ふるさと市町村圏組合の構成市町同様の枠組みとして形成。
-----------	--

連携する具体的事項	医療	地域公共交通	○
	福祉	デジタル・ディバイトの解消へ向けたICTの活用	○
	教育	連携市町村における人材の育成	
	環境	連携市町村の職員等の交流	
	防災	○ その他	
	機能の集約化		

交付額(千円)			交付金活用見込額(千円)	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10,000	600	8,000	10,000	10,000

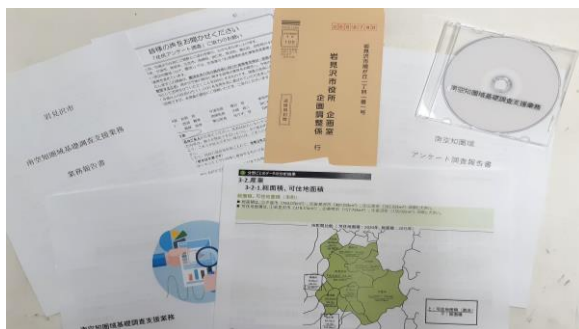
### 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
圏域基礎調査（R2のみ実施）	人口減少社会においても活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、防災・地域公共交通・ICTインフラの取組の参考とすべく、南空知9市町で形成する圏域全体の基礎データの調査・分析及び住民アンケート調査を委託により実施。 これらの分析結果や9市町による課題抽出などを踏まえて、今後における施策検討の参考とした。また、連携市町それぞれに、連携する市町の住宅地図を整備し、効率的な取組を進めた。
地域防災体制の充実	住民が安心して住み続けることができるよう、災害リスクを直視し、いざという時に自らの命を守り、地域で支え合うことができる「災害に強い地域づくり」を目的に、職員・住民への防災教育や備蓄等、まさかの事態への備えを連携して進めていく。
地域公共交通の維持確保と利用促進	高齢化や人口減少社会に対応した住民の移動手段の確保や利便性を図ることを目的に、交通ネットワーク整備や公共交通の利用促進等を連携して進めていく。
ICTインフラの研究・活用	急激に進む人口減少に伴う労働力不足、業務の高コスト化などの諸問題に対応し、行政サービスの維持・確保や地域活性化を図る目的で、行政・産業各分野へのICTインフラの活用を連携して進めていく。



## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	圏域基礎調査（R2のみ実施）
実施団体名	岩見沢市・夕張市・美唄市・三笠市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町
事業の目的	人口減少社会においても活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため南空知9市町で形成する圏域全体の基礎データの調査・分析等を行い、将来にわたって活力を維持できるような施策の検討材料を収集。
事業概要	<p>（R2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南空知圏域（9市町）の基礎調査及び圏域内の住民に対するアンケート調査及び分析</li> <li>・防災、地域公共交通、ICT インフラの取組で活用するための住宅地図の購入</li> </ul> <p>（R3年度）</p> <p>—</p> <p>（R4年度）</p> <p>—</p> <p>（R5年度）</p> <p>—</p> <p>（R6年度）</p> <p>—</p>
構成団体の役割分担	<p>岩見沢市：必要な協議を行うため、事業分野ごとに設置した専門部会及び各企画担当者会議を運営し予算を管理する。</p> <p>各 市 町：調査・分析に係るデータを提供するほか、各市町における庁内調整等を行う。</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携9市町全体の課題の洗い出しのほか、専門家の助言も活用しながら各市町の課題整理を行い、取り組むべき施策を整理した。</li> <li>・広域で事業を実施するために必要な情報を連携9市町で共有できる体制を整備することにより、防災では広域避難の検討作業、地域公共交通では路線バスのルート検討作業が可能となったほか、ICT インフラでは地域課題の発見など、行政サービスの維持・確保に向けた効果的な事業の実施につながった。</li> </ul>



南空知圏域基礎調査成果品一式



南空知圏域住宅地図(9市町)

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域防災体制の充実
実施団体名	岩見沢市・夕張市・美唄市・三笠市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町
事業の目的	いざという時に自らの命を守り、地域で支え合うことができる「災害に強い地域づくり」に取り組む。
事業概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の防災担当職員を対象とした合同研修会の実施</li> <li>・圏域内における広域避難が想定される災害と対象地域の設定</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の防災担当職員を対象とした合同研修会の実施</li> <li>・広域避難に伴う受入避難所のスペース不足に備えた「防災テント」の購入及び設置訓練の実施</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の防災担当職員を対象とした合同研修会の実施</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5に同じ</li> </ul>
構成団体の役割分担	<p>岩見沢市：各市町と連携して行う取組の企画調整等総合業務、防災関係機関・団体等との連絡・調整など</p> <p>各 市 町：自主防災組織や住民などへの連絡・周知・広報等の協力、必要に応じ、研修会場や備蓄品の収納場所等の協力など</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	連携市町における住民の防災意識の高揚を図ることにより、圏域の防災力向上が期待できる。



合同研修会の様子(オンラインで実施)



防災テントを用いた研修会の様子

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域公共交通の維持確保と利用促進
実施団体名	岩見沢市・夕張市・美唄市・三笠市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町
事業の目的	高齢化や人口減少社会に対応した住民の移動手段の確保や利便性の向上、交通ネットワーク整備や公共交通の利用促進等に取り組む。
事業概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通基盤整備（バスロケーションシステムの導入・活用）の検討</li> <li>公共交通体験授業（小学生対象）の検討</li> <li>地域公共交通利用促進PRイベント（写真コンテスト）の検討</li> <li>圏域内の公共交通担当職員を対象とした公共交通セミナーの実施</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通基盤整備（バスロケーションシステムの導入・活用）の検討</li> <li>公共交通体験授業（小学生対象）の検討</li> <li>交通担当職員を対象とした公共交通セミナーの実施</li> <li>圏域内公共交通機関を題材としたフォトコンテストの実施</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の南空知圏域の公共交通のあり方について、調査・研究</li> <li>利用促進のための情報発信（利用コースの提案、SNSで発信等）</li> <li>9市町共通の啓発（自治体広報、ホームページ、ポスターなど）</li> <li>公共交通セミナー等PRイベントの開催</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R5に同じ</li> </ul>
構成団体の役割分担	<p>岩見沢市：民間事業者、各市町及び関係団体との企画調整等総合業務、各市町の意見・各種情報の集約など</p> <p>各 市 町：事業の積極的なプロモーション活動の実施、各市町における意見・各種情報の共有など</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	圏域住民の日常生活に必要な不可欠な交通手段の維持・確保により、住民福祉の向上及び地域の活性化が見込まれる。



公共交通フォトコンテストの応募作品

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	ICT インフラの研究・活用
実施団体名	岩見沢市・夕張市・美唄市・三笠市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町
事業の目的	行政サービスの維持・確保や地域活性化を図るためのICT インフラの活用に取り組む。
事業概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT インフラを活用した地域課題対応の検討</li> <li>先進事例の調査・研究</li> <li>広域連携におけるICT インフラの活用について検討</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者を対象としたスマートフォン講習会の開催</li> <li>広域連携におけるICT インフラの活用について検討</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒグマ出没情報収集システム「ひぐまっぴ」の活用</li> <li>自治体職員を対象としたマイナンバーカードの利活用に係る研修会の開催</li> <li>自治体職員を対象としたAI・RPA等のICT活用に係る研修会の開催</li> <li>高齢者を対象としたスマートフォン講習会の開催</li> <li>自治体職員を対象としたICTインフラやデジタル技術を活用した地域課題対応の検討・調査</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R5に同じ</li> </ul>
構成団体の役割分担	<p>岩見沢市：各市町と連携して行う取組の企画調整等総合業務、民間事業者・関係機関等との連絡調整など</p> <p>各 市 町：各市町における意見・各種情報の共有など</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>圏域住民に対して「デジタル（ICT）を使いこなせるまでが面倒」ではなく、「デジタル（ICT）は便利」というDXマインドの醸成を図る取組を行うことで、行政等のデジタル化への対応はもとより、ICTの恩恵や利便性を享受できる環境の形成につながることを期待できる。</p> <p>また、連携市町とデジタル技術の潮流に係る情報共有や各種研修会等により、連携市町におけるデジタル化の推進やデジタル技術導入への加速化が図られている。</p>



スマートフォン講習会の様子①



スマートフォン講習会の様子②

# 広域連携加速化事業における振り返り

## 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	4市5町で構成する本圏域は、日常生活での結びつきに加えて、ふるさと市町村圏組合における事業展開のほか、消防・水道・ごみ処理などにおいても一部事務組合によって共同処理されており、円滑に圏域形成することができた。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	9市町の考え方を1つにしていくため、管内で開催される他の会議や各期成会などの場面における調整、情報提供に努めた。 また、北海道との連携を密に、大きな意思決定や首長とのパイプ役は課長級、細かい中身については係長級として協議を進めた。

## 2. 連携事業について

### 1) 圏域基礎調査 (R2のみ実施)

連携して事業を進める際に困難と感じた点	・初年度の取組として、圏域の基礎調査を行ったが、各市町協力のもと、進めることができた。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	・新型コロナウイルス感染症拡大にも留意しつつ、課長級・係長級の会議等では、進捗状況や取組内容、今後の予定などについて説明を行い、情報共有と共通認識に努めた。

### 2) 地域防災体制の充実

連携して事業を進める際に困難と感じた点	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による会議の開催が困難な時期があった。 ・地理的状况により、広域避難が必要と想定される災害種別が、連携市町ごとに異なる。 ・資機材の共同備蓄においては、保管している市町以外の担当者も使用方法を把握する必要がある。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、対面による会議とオンライン会議を使い分けて打合せを実施した。 ・各自治体作成のハザードマップや国・道がインターネット上で公開している地図情報を活用し、連携市町の地理的状况の把握に努めた。 ・全市町の担当者を対象とした設置訓練を実施した。

### 3) 地域公共交通の維持確保と利用促進

連携して事業を進める際に困難と感じた点	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による会議の開催が困難な時期があった。</li><li>・連携市町ごとの公共交通機関や利用状況等が異なる。</li></ul>
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、対面による会議とオンライン会議を使い分けて打合せを実施した。</li><li>・会議以外でもメール等で頻繁に情報交換を行うほか、セミナーについてもオンライン開催に切り替えるなど、コロナ禍に応じた連携の強化を図った。</li><li>・各市町の公共交通機関や利用状況等について会議等で情報共有を図り、圏域全体で検討できる点について意見交換を行った。</li></ul>

### 4) ICT インフラの研究・活用

連携して事業を進める際に困難と感じた点	<ul style="list-style-type: none"><li>・各市町における導入システムやインフラ状況が異なるため、共通に取り組むべき事業が見だしにくい。</li></ul>
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web会議を中心に実施するとともに、会議場所の確保や所要（移動）時間が不要という手軽さを活かし、定期的に会議の開催を行った。</li><li>・システム等の導入においては保守料や運用費が伴うことが多く、後年の負担とならないよう配慮し、手段が目的にならないよう考慮した。</li></ul>

## 後志 16 町村連携地域

# 後志 16 町村連携地域

## 連携地域の概要

人口※	69,759 人
面積※	3414.77 km <sup>2</sup>
構成市町村数	16
事務局担当市町村	喜茂別町 (R4)
連携協定締結	令和 3 年 3 月 18 日 (令和 4 年 3 月 18 日変更)
連携ビジョン策定	令和 3 年 3 月 18 日 (令和 4 年 3 月 18 日改定)



※令和 2 年国勢調査結果より

連携地域形成の経緯	加速化する人口減少や厳しい財政状況により、職員数も減少傾向にある中、多様化する住民のニーズに応えるため、個々の職員の能力向上を図り、研修等への参加、職員間での交流を促進し、情報の共有や人的ネットワークの構築により地域として連携して課題解決に取り組み、持続可能な地域づくりを目指す枠組みとして形成。
-----------	--

連携する具体的事項	医療	地域公共交通	
	福祉	デジタル・ディバイトの解消へ向けた ICT の活用	
	教育	連携市町村における人材の育成	○
	環境	連携市町村の職員等の交流	○
	防災	その他	
	機能の集約化		

交付額(千円)		交付金活用見込額 (千円)	
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
400	400	500	500

## 広域連携加速化事業における実施事業 (概要)

事業名	事業概要
後志 16 町村新規採用職員研修	<p>加速化する人口減少や厳しい財政状況により、職員数が減少傾向にある一方、行政に対するニーズは高度化し複雑化の一途をたどっており、職員個々の能力向上が必要となっている。</p> <p>しかし、外部講師や専門人材を活用したより質の高い研修は、人員及び財政的側面から、単独町村で実施することは厳しい状況にある。</p> <p>連携地域が合同で研修を実施することによって効率化を図るとともに、複雑化する地域課題に対応できる職員を育成するため、後志管内新規採用職員を対象として、外部講師を活用した合同研修を実施し、公務員としての自覚や意識の確立を促すとともに、待遇や仕事の進め方などの社会人としての基本的な知識や技能の習得、また、職務・職場への適応能力を養う。</p>



## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	後志 16 町村新規採用職員研修
実施団体名	島牧村・寿都町・黒松内町・蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・共和町・岩内町・泊村・古平町・仁木町・余市町・赤井川村
事業の目的	連携地域が合同で研修を実施することによって効率化を図るとともに、複雑化する地域課題に対応できる職員を育成するため、後志管内新規採用職員を対象として、外部講師を活用した合同研修を実施し、公務員としての自覚や意識の確立を促すとともに、接遇や仕事の進め方などの社会人としての基本的な知識や技能の習得、また、職務・職場への適応能力を養う。
事業概要	<p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修の実施（講師：一般社団法人日本経営協会）</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修の実施（講師：一般社団法人日本経営協会）</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修の実施（講師：一般社団法人日本経営協会）</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	幹事町村：各町村との総合調整、研修テーマ、講師の選定・依頼 幹事町村以外：研修への参加派遣
連携により得られた成果又は見込まれる成果	スケールメリットを活かし、連携地域が合同で研修を実施したことによって、効率化が図られたとともに、より質の高い研修を実施することができた。また、本研修の実施によって、新規採用職員が採用早期に接遇等の基本的な知識や技能を身につけることができたため、連携地域の各町村における職員の育成が円滑化された。



研修実施風景

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	管内の既存の地域（北後志地域、羊蹄山麓地域、岩宇地域、南後志地域等）とは異なる新たな枠組みによる地域形成となったため、事業目的に賛同する町村の合意形成を一から行う必要があり、調整に時間を要した。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	北海道（後志総合振興局）と協力関係を密にし、オンライン会議などを重ねて連携町村の理解を得た。

### 2. 連携事業について

#### 1) 後志 16 町村新規採用職員研修

連携して事業を進める際に困難と感じた点	新型コロナウイルス感染症の影響により、検討していた事業内容を縮小せざるを得なかった点。人的ネットワーク構築のため、振興局の新規採用職員と連携地域の新規採用職員での合同実施を検討していたが、感染拡大防止の観点から連携地域単独での実施となった。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	連携町村の担当者間での密接な情報共有に努めた。

# 日高連携地域



## 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
地域公共交通利用促進事業	<p>バス利用促進の取組による収支改善を図り、将来にわたり持続可能な地域交通を維持するため、次の取組を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バス時刻表の配布の実施（R2のみ全戸配布） 連携地域内の住民に対し、時刻表を配布。</li> <li>2. 分かりやすいバスマップの作成（R3のみ） 連携における、町をまたぐ広域的なバスマップを作成し、連携地域内の住民に対し、地域全戸配布を実施。</li> <li>3. 新しいバス路線の利用促進 バスの乗り方教室、バス車両ペーパークラフトの配布、キーワードラリーの実施のほか、フォトコンテストや川柳コンテストを実施し、受賞者の作品をデザインに取り入れたポスターを作成。</li> <li>4. 新しいバス路線のニーズ調査 ダイヤ改正等の参考とするため、連携地域内の住民にアンケート調査を実施。</li> </ol>
行政 ICT 活用調査検討事業	<p>圏域内における行政サービスを維持するため、管内7町の自治体DX推進施策の検討や共同実施に必要な理解度、DX・ICT取組状況、推進課題等を整理するための実態調査や担当者の知識向上のための学習会、研修会を委託により実施。</p>
地域 ICT 利活用促進事業	<p>新たな情報通信インフラを持続的に提供する行政サービスの維持・確保のため、自治体職員、住民、事業者等を対象としたICT利活用セミナーや有害鳥獣対策のための実証試験を委託により実施。</p>

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域公共交通利用促進事業
実施団体名	日高広域連携推進協議会 (日高町・平取町・新冠町・浦河町・様似町・えりも町・新ひだか町)
事業の目的	<p>日高管内では、地域に暮らし続ける上で欠かせない地域交通としての民間バスを維持するため、国や道、町が運営費の一部を補助している。</p> <p>限られた財源の中、バス利用促進の取組による収支改善を図り、将来にわたり持続可能な地域交通を維持するため、本取組を行っているもの。</p>
事業概要	<p>(R2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス時刻表の作成、全戸配布の実施</li> </ul> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスマップの作成、全戸配布の実施</li> <li>・インスタグラムフォトコンテストの実施</li> <li>・バスポスターの作成・掲示</li> <li>・令和2年度作成のバス時刻表データを更新し、各町 HP 等に掲載</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの乗り方教室の実施</li> <li>・バス車両のペーパークラフト作成</li> <li>・インスタグラムフォトコンテストの実施</li> <li>・川柳コンテストの実施</li> <li>・キーワードラリーの実施</li> <li>・バスポスターの作成・掲示</li> <li>・バス時刻表データの更新、バス時刻表の作成</li> <li>・アンケート調査の実施</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討中</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討中</li> </ul>
構成団体の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の下に地域交通部会を設け、次のとおり分担</li> </ul> <p>新ひだか町（部会長）：各町意見集約、委託業者との調整・契約等</p> <p>各町：利用促進等事業の内容検討、地域住民への周知等</p> <p>新ひだか町（協議会事務局）：総合的な調整、予算管理等</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>町をまたいだ広域的な地域交通は、民間サービス（道南バス、JRバス等）が中心となって担っているが、地域住民からは、経路や乗り継ぎが分かりにくく、利用しにくいとの声があったため、町をまたぐ広域的なバス時刻表・バスマップの配布やバスの乗り方教室を実施し、バス利用者の利便性の向上及び不安解消を図ったほか、フォトコンテスト、川柳コンテスト、キーワードラリーの実施やペーパークラフト、ポスターを作成し、管内外に広く周知する取組を行うことにより、利用促進を図った。</p> <p>また、連携地域内の住民を対象としたアンケート調査を実施し、住民や利用者のニーズを把握することにより、新年度からのダイヤ改正に反映させ、ダイヤの適正化を図った。</p>



バスの乗り方教室



成果品(バス利用促進ポスター)

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	行政サービス ICT 活用調査検討事業
実施団体名	日高広域連携推進協議会 (日高町・平取町・新冠町・浦河町・様似町・えりも町・新ひだか町)
事業の目的	日高地域では、職員の業務負担が増す中、行政サービスを維持していくために、業務の効率化が急務となっているが、各町とも ICT の活用に関する知識・情報・人材が不足していることから、ICT 活用について職員の知識を深め、AI 化や RPA の導入等について共同で調査検討していくため本取組を実施するもの。
事業概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 活用学習会の実施 部会内学習会～AI・RPA についての理解と知識共有 委託による学習会～新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止</li> <li>各町のシステム及び AI・RPA 導入状況調査 部会内での調査～基幹行政システムの導入状況を調査し、情報を共有 委託による調査～DX・ICT の取組状況、推進課題の整理等</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI・RPA 等学習会等～AI・RPA 等の活用に関する学習会、デモンストレーション、お試し利用（新ひだか町）</li> <li>DX 人材育成研修～職員の知識の底上げのための研修</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討中</li> </ul> <p>(R6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討中</li> </ul>
構成団体の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の下に行政サービス部会を設け、次のとおり分担</li> </ul> <p>浦河町（部会長）：各町意見集約、委託業者との調整等</p> <p>各町：事業提案、学習会参加、導入検討等</p> <p>新ひだか町（協議会事務局）：総合的な調整、契約事務、予算管理等</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>共同で学習会、調査を行ったことにより、効率的に知識・情報の共有が図られたほか、各町における現存システムの環境に想像以上の差異があり共同化は難しいなどの状況が確認できた。</p> <p>また、各町とも DX に向けた取組は必要との認識はあるものの「DX 人材の不足、DX 化・ICT 活用の専門部署がない、財政規模の違い、費用対効果等 DX 化に向けた投資に踏み切れない」などが共通した課題となっていることから、DX 人材育成研修を実施し、担当職員の知識の底上げを図ることができた。</p>





AI・RPA 等学習会



実態調査ヒアリング

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域 ICT 利活用促進事業
実施団体名	日高広域連携推進協議会 (日高町・平取町・新冠町・浦河町・様似町・えりも町・新ひだか町)
事業の目的	人口減少下において、新たな情報通信インフラを提供する行政サービスを持続的に維持・確保するためには、日高管内の7町が連携し、情報流通を密にする ICT の活用に向けた検討を進めることが必要。 このため、自治体職員、住民、事業者等を対象として、ICT 利活用セミナーを開催し、新たな情報通信インフラの利活用に向けた機運を醸成するとともに、ICT 利活用勉強会を開催し、日高地域内における情報流通を密にする ICT の活用方策等について研究を行うもの。
事業概要	(R2年度) — (R3年度) ・ICT 利活用セミナーの実施 (R4年度) ・ICT 利活用実証試験～センサーカメラによるヒグマ等捕獲用罠の監視 ・ICT 利活用セミナーの実施 (R5年度) ・検討中 (R6年度) ・検討中
構成団体の役割分担	・協議会の下に地域 ICT 部会を設け、次のとおり分担 新冠町（部会長）：各町意見集約、委託業者との調整等 各町：セミナー開催周知、自治体職員・住民・事業者等へのセミナー参加依頼、利活用方策の検討 新ひだか町（協議会事務局）：総合的な調整、契約事務、予算管理等
連携により得られた成果又は見込まれる成果	管内が連携して ICT の利活用策を検討し、管内全域で様々な業種（行政職員、一般町民、漁業農業関係者）を対象に、利活用方法についてセミナーを開催し広く周知することで、管内全体で知識レベルの向上が図られた。 また、管内7町の共通課題である有害鳥獣対策にターゲットを絞り、センサーカメラによるヒグマ等捕獲用罠の監視の実証試験を実施し、導入方法、導入による効果、運用に必要なコストなど運用にあたっての課題を具体的に確認することができ、各町において導入を検討する段階となるなど、一定の成果を出すことができた。



ICT 利活用実証試験  
(ヒグマ等捕獲用罠の監視)



ICT 利活用セミナー

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	管内7町連携の合意形成については、JR 日高線の廃止など地域共通の課題があったことから、比較的スムーズに進めることができたが、前例のない取組で、地域間の温度差・地域差もあり、意見集約・連絡調整に時間を要した。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	連携事業の推進にあっては、分野ごとに専門部会を設置し、効率的に専門的な検討が行えるよう体制を整えた。

### 2. 連携事業について

#### 1) 地域公共交通利用促進事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	管内7町の意見を聴き、それぞれの考えをまとめることや各バス事業者や委託業者とも調整が必要であったので、関係者全ての意見を集約し、1つにまとめることが大変であった。 特に今年度は多くの事業に取り組んだため、管内7町や関係事業者の調整や契約・支払事務が多く、事務局の事務負担が大きかった。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	業務負担の平準化を図るため、事務局である新ひだか町以外の6町を2班に分け、各利用促進事業の要領作成等を行った。 また、各事業について連絡調整や協議の場が必要であるが、コロナ禍であり、また、遠方の町に配慮し、電話やメールにより連絡調整を重ねながら対面会議は必要最小限にし、オンライン会議や書面会議により協議を行った。

#### 2) 行政サービス ICT 活用調査検討事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	各町とも行政サービスにおける ICT 活用、DX 推進は必要と認識しているものの、システム導入状況、ICT 活用に対する知識や考え方、取組にかけられる人的・時間的な余裕に差があることから、連携して取り組むことの難しさを感じた。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	担当者の ICT 活用の知識の向上を図ることを優先し、学習会、システムのデモンストレーション・お試し利用を実施するとともに、DX 推進については、次年度以降の連携に繋げるための取組として、研修会を実施したうえで、各町のヒアリングを実施した。

#### 3) 地域 ICT 利活用促進事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	地域 ICT 利活用の推進にあたっては、事業関係者の理解が必要であり、実証試験については一部猟友会の方にも参加してもらうことができたが、セミナーについては参加者が少なく、地域住民をまきこむ取組を進めることの難しさを実感した。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	部会長と事務局が緊密に連携して、情報収集・委託業者との打合せを行いながら事業を進めた。 実証試験については、実施可能な3箇所(3町)に絞ることによりコストや事務負担の軽減を図った。

# 留萌中北部5町村連携地域

## 留萌中北部5町村連携地域

### 連携地域の概要

人口※	16,034 人
面積※	2,151.13 km <sup>2</sup>
構成市町村数	5
事務局担当市町村	遠別町
連携協定締結	令和3年10月6日
連携ビジョン策定	令和3年10月6日

※令和2年国勢調査結果より



連携地域形成の経緯	人口減少下において、より良い行政サービスを持続的に提供していくため、職員一人ひとりの能力を伸ばし、自治体の広域的な連携の在り方について情報共有や人的ネットワークを構築し、安心して暮らし続けられる地域とするため、研修・交流を行い、将来の自治体運営に役立てることを目指し形成した。
-----------	--

連携する具体的事項	医療	地域公共交通	
	福祉	デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTの活用	
	教育	連携市町村における人材の育成	○
	環境	連携市町村の職員等の交流	○
	防災	その他	
	機能の集約化		

交付額(千円)		交付金活用見込額(千円)	
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
300	400	500	500

### 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
行政職員研修事業・行政職員交流事業	<p>職員数の減少や厳しい財政状況の中、地方行政に対する要望は高まり、高度化かつ複雑化の一途を辿っており、住民サービスの低下が懸念されている。</p> <p>こうした行政需要に的確に対応し、人口減少下においても、より良い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくとともに、市町村間における情報共有や人的ネットワークの構築による地域連携の強化が不可欠である。</p> <p>そのため、外部講師や専門人材を活用した、より質の高い研修の実施により、職員個々の能力向上を図るとともに、地域課題をテーマとした連携地域内における職員交流を実施し、地域全体の行政サービスの向上と維持確保を目指す。</p>

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	行政職員研修事業・行政職員交流事業
実施団体名	苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町
事業の目的	外部講師や専門人材を活用した、より質の高い研修の実施により、職員個々の能力向上を図るとともに、地域課題をテーマとした連携地域内における職員交流を実施し、地域全体の行政サービスの向上と維持確保を目指す。
事業概要	<p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインミーティング運営方法研修、戦略的情報発信研修の実施 (講師：一般社団法人日本経営協会)</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 利活用研修、自治体に求められる DX 化研修の実施 (講師：一般社団法人日本経営協会)</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	<p>【幹事町村の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹事町村は遠別町が担う。</li> <li>研修・交流テーマ、講師の選定、依頼、各町村との総合調整</li> </ul> <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業への参加派遣、研修・交流会開催に係る協力</li> </ul>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>スケールメリットを活かして、連携地域が合同で研修を実施することにより、外部講師や専門人材を活用した、より質の高い研修の実施ができ、業務で必要となる専門的知識や技術力の習得が図られ、多様化する住民ニーズに対応していく能力を養う研修とすることができた。</p> <p>また、連携地域内における職員交流の機会を設けたことで、地域間の情報共有や人的ネットワークの構築が図られ、地域連携が強化されたとともに、地域課題や行政課題に対応する職員間の連携も図られ、行政サービスの効率的な提供を図る交流ができた。</p>



ICT 利活用研修



自治体に求められる DX 化研修

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	市町村連携地域モデル事業と同様の構成町村での枠組みとしたことから、困難と感じる点はなかったが、モデル事業より対象事業のハードルが上がり、非常に取り組みづらくなったことから、事業を選択するにあたり時間を要し苦労した。 次年度以降の事業の推進にあたっては、構成町村間での検討が必要と考えている。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	市町村連携地域モデル事業と同様の構成町村で形成したことから、圏域で取り組むことへの理解を得られやすかった。

### 2. 連携事業について

#### 1) 行政職員研修事業・行政職員交流事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	市町村連携地域モデル事業により取り組んできた実績があったことから、事業をスムーズに展開できたが、地域が抱える課題や職員の資質向上の取組としたことから、研修テーマの選定や開催町村との日程調整など連携して取り組むためには、連携町村の協力が不可欠である。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	研修会開催に向けた日程調整において、連携町村の担当者や講師派遣会社との調整をメールのほか電話連絡することによって円滑に進むよう取り組んだ。

# 遠軽地区連携地域



## 遠軽地区連携地域

### 連携地域の概要

人口※	32,386 人
面積※	2,243.18 km <sup>2</sup>
構成市町村数	3
事務局担当市町村	遠軽町
連携協定締結	令和3年3月18日
連携ビジョン策定	令和3年3月18日



※令和2年国勢調査結果より

### 連携地域形成の経緯

遠軽地区3町では、3町の共通の問題に関する調査及び研究を進め、国や道などの関係機関に対して、積極的に要請活動を行うことにより、将来にわたって行政を円滑に運営し、地区内住民の生活文化の安定向上や産業の振興を図るため、「遠軽地区総合開発期成会」を平成27年4月に設立した。

これにより、北海道において同年創設された市町村連携地域モデル事業による取り組みを行うため、3町の枠組みによる連携地域の形成に至っている。

連携する具体的事項	医療	福祉	教育	環境	防災	機能の集約化	地域公共交通	デジタル・ディバイトの解消へ向けたICTの活用	連携市町村における人材の育成	連携市町村の職員等の交流	その他（産業振興）
							○				○

交付額(千円)			交付金活用見込額(千円)	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

### 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
地域医療対策事業	<p>遠軽町、佐呂間町、湧別町の3町地域においては、遠軽厚生病院が地域センター病院として、地域医療の中心的役割を担っているが、医師不足が深刻化しており、産婦人科医師、整形外科医師及び透析医師が不足している。また、助産師などの医療スタッフも不足しており、医療サービスの供給制約につながっている。</p> <p>そのため、同病院から医療サービスを受診している3町が、医師等確保のために連携し、地域で暮らし続ける上で欠かすことのできない持続的な医療体制の構築に向け取り組む。</p> <p>令和3年度は、遠軽地区総合開発期成会の専門部会が医師等の確保に向け、医師紹介サービスへの登録や医師等募集広告の掲出を行う。</p>

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域医療対策事業
実施団体名	遠軽町・佐呂間町・湧別町
事業の目的	地域センター病院として地域医療の中心的役割を担っている遠軽厚生病院の医師等募集活動を行うことで、地域で暮らし続ける上で欠かせない医療サービスを、将来にわたり維持・確保する。
事業概要	<p>(R2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産経新聞朝刊による医師募集全面広告</li> <li>マイナビ DOCTOR 及び会員制サイト『ヒポクラ×マイナビ』によるWEB 広告掲載</li> <li>ヒポクラ登録メーリングリストによる案内</li> </ul> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師紹介サービス「マイナビ DOCTOR」への登録</li> <li>「メドピア」「日経メディカル」「ナースプラス」への広告掲載</li> <li>検索型広告掲載</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「マイナビ DOCTOR」及び「ヒポクラ×マイナビ」に会員登録する医師に対する遠軽厚生病院医師募集活動</li> <li>Facebook、Twitter、Instagram での広告配信</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	<p>遠 軽 町：取組内容の検討、経費負担</p> <p>佐 呂 間 町：取組内容の検討、経費負担</p> <p>湧 別 町：取組内容の検討、経費負担</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	今のところ直接医師確保にはつながっていないものの、医師等の確保は全国的に厳しい競争環境にあるため、継続的な情報発信が求められる。また、今年度の結果を基に更に有効な施策を検討する材料を得ることができた。

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	当地域は、遠軽地区総合開発期成会をベースに連携関係を築いているため、比較的困難な場面は少なかったが、一般的には費用負担や事務局機能の負担などの調整が困難を感じる点ではないかと思われる。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	既存の期成会や市町村連携地域モデル事業と同様の枠組みで形成することで、すでに各地域の様々な課題解決に取り組んでいることから、圏域で取り組むことへの理解を得られやすかった。

### 2. 連携事業について

#### 1) 地域医療対策事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	医師や医療従事者の確保は多くの自治体が苦慮している課題であり、短期的に効果が顕在化することは困難である。その中でも遠軽厚生病院のような広域医療圏をカバーする医療機関における同様の問題については、市町村の枠を超える政策課題であり、単独市町村では負担が大きいため、国・道の関与が不可欠である。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	中心町とその他の2町が各々の役割を認識し、応分負担を認め合う協調関係を築くことが事業推進の要点となっている。

# 西紋別地区町村会連携地域

## 西紋別地区町村会連携地域

### 連携地域の概要

人口※	11,301 人
面積※	2,074.4 km <sup>2</sup>
構成市町村数	4
事務局担当市町村	興部町
連携協定締結	令和 5 年 1 月 31 日
連携ビジョン策定	令和 5 年 1 月 31 日

※令和 2 年国勢調査結果より



連携地域形成の経緯	本地域を構成する4町村の全域が過疎地域に指定されており、共通して抱える課題として、人口減少・少子高齢化により行政サービスの維持に欠かせない専門職員の確保が単独では困難になりつつあることから、連携地域形成により効果的な求人募集の展開を図ることとした。
-----------	--

連携する具体的事項	医療	○	地域公共交通	
	福祉	○	デジタル・ディバイトの解消へ向けた ICT の活用	
	教育		連携市町村における人材の育成	○
	環境		連携市町村の職員等の交流	
	防災		その他	
	機能の集約化			

交付額(千円)	交付金活用見込額(千円)	
令和4年度	令和5年度	令和6年度
10,000	10,000	8,000

### 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
地域専門人材確保対策事業	<p>興部町、雄武町、西興部村、滝上町の4町村においては、各地域ともに医療関係者の人材不足が課題となっており、特に、看護師・保健師の人材不足は、各地域の医療崩壊を引き起こす要因として地域の共通課題である。誰にでも届く地域医療の維持のため、広域連携の手法により看護師確保に協力しあい、地域で暮らし続ける上で欠かすことのできない持続的な医療体制を確保する取組が必要となっている。</p> <p>また、保育教諭等の不足による子育て支援環境の維持も課題となっており、誰も取り残すことのない子育て支援の環境を維持するため、看護師確保と同様の人材を確保する取組が必要である。</p> <p>さらに、持続可能なまちづくりを目指すため、民間企業等で培った多様な経験、専門的知識やスキルを持つ、建築技師及び土木技師の不足が課題であり、政策立案する際の新たな視点をもたらし、大きな原動力になる人材を確保する取組が必要となっている。</p> <p>これらを解決するため、西紋別地区連携地域4町村が一体となって考えた地域医療、子育て支援のあり方などを踏まえ、それらの施策を広く PR する取組などを共同で展開する。</p>

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	地域専門人材確保対策事業																														
実施団体名	興部町、雄武町、西興部村、滝上町																														
事業の目的	生活機能の強化に係る「医療」と「福祉」、さらに、強靱なまちづくりの強化に係る「建築・土木行政」の人材確保、人材育成に関する取組を進め、西紋別地区連携地域が、将来にわたり住民が安心して働き、暮らすことができる地域のまちづくりを進める。																														
概要	<p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Web 広告の掲載</li> <li>• 道外における PR・採用活動</li> <li>• 4町村合同の PR パンフレットの作成</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>																														
構成団体の役割分担	<p>興部町：事務局、町村会事務局として調整、PR 事業への職員派遣</p> <p>雄武町：事務局への協力、PR 事業への職員派遣</p> <p>西興部村：事務局への協力、PR 事業への職員派遣</p> <p>滝上町：事務局への協力、PR 事業への職員派遣</p>																														
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>西紋別地区町村会が広域で連携して看護師、保育教諭等の確保に取り組むことで一人でも多くの専門人材の確保が可能となるほか、本エリアの総合的な魅力と実態を併せて発信することにより、単独町村で募集活動を行う場合に比べ、より効果的、効率的な募集が可能となるなど、地域で暮らし続ける上で欠かせないサービスを将来にわたり確実に維持・確保し、住民が安心して住み続けられる地域づくりにつなげることができる。</p> <p>○令和5年4月1日付採用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">【採用実績】</th> <th colspan="2">【成果目標】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築技師</td> <td>令和4年度</td> <td>0人</td> <td>→</td> <td>令和6年度 2人</td> </tr> <tr> <td>土木技師</td> <td>令和4年度</td> <td>0人</td> <td>→</td> <td>令和6年度 3人</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>令和4年度</td> <td>1人</td> <td>→</td> <td>令和6年度 3人</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>令和4年度</td> <td>3人</td> <td>→</td> <td>令和6年度 9人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>令和4年度</td> <td>3人</td> <td>→</td> <td>令和6年度 10人</td> </tr> </tbody> </table>		【採用実績】		【成果目標】		建築技師	令和4年度	0人	→	令和6年度 2人	土木技師	令和4年度	0人	→	令和6年度 3人	保健師	令和4年度	1人	→	令和6年度 3人	看護師	令和4年度	3人	→	令和6年度 9人	保育士	令和4年度	3人	→	令和6年度 10人
	【採用実績】		【成果目標】																												
建築技師	令和4年度	0人	→	令和6年度 2人																											
土木技師	令和4年度	0人	→	令和6年度 3人																											
保健師	令和4年度	1人	→	令和6年度 3人																											
看護師	令和4年度	3人	→	令和6年度 9人																											
保育士	令和4年度	3人	→	令和6年度 10人																											



移住セミナーでの採用活動の様子



相談会での採用活動の様子

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	本地域は、既存の町村会が礎となっていることから、連携地域形成に関し、特段困難と感ずることはなかった。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	既存の各町村において、すでに地域課題に対する取組を実施していたため、圏域で連携事業に取り組むことへの理解を得られやすかった。

### 2. 連携事業について

#### 1) 地域専門人材確保対策事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	医療従事者や保育士をはじめとした専門人材の確保は、通常の求人募集とは異なり、各種資格所持者がターゲットであるため、資格所持者へ情報がピンポイントに届く仕組みについての知見や、先進事例が少なかったことが事業を遂行する上で難儀した。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門人材が在籍する各部署の意見を取り入れながら、委託事業者との打ち合わせを重ね、町村単独では敷居の高い特設ウェブサイトの開設や運営、広告のセグメント配信、ジオターゲティング広告等の採用により、各種資格所持者に対して、効果的な求人配信に努めた。</li><li>・4町村は隣接しているものの、片道で最大約 70km 離れており、対面会議の開催も容易ではないことから、必要最小限の回数に留め、町村会としての重要な決定等は書面会議を基本とし、細かな実務は事業をとりまとめる自治体や委託事業者によって各町村と調整を図った。</li></ul>



# 根室連携地域

# 根室連携地域

## 連携地域の概要

人口*	71,771 人
面積*	3,533.16 km <sup>2</sup>
構成市町村数	5
事務局担当市町村	根室市、別海町(R4)
連携協定締結	令和4年3月30日
連携ビジョン策定	令和4年3月30日

※令和2年国勢調査結果より



### 連携地域形成の経緯

人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、勉強会による職員の能力向上や市町の連携促進などを通じ、地域課題への対応力向上に取り組み、持続可能な地域づくりを目指す枠組みとして形成。

### 連携する具体的事項

医療	地域公共交通	
福祉	デジタル・ディバイトの解消へ向けた ICT の活用	○
教育	連携市町村における人材の育成	○
環境	連携市町村の職員等の交流	
防災	その他	
機能の集約化		○

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
400	0	未定	未定

## 広域連携加速化事業における実施事業（概要）

事業名	事業概要
防災関連勉強会事業	根室振興局管内において、平成25年3月に発生した暴風雪により8人の死亡があったことを教訓に、これまで道路の早期通行止めやリエゾンによる北海道開発局との連携強化などの対策をとってきたところだが、さらなる発災時の即応力の強化や平時の減災・防災対策の強化のため、管内市町間の連携による情報連絡体制の整備や各地域での対応状況の共有などを目的として、市町の防災担当者を対象とした勉強会を開催する。

## 広域連携加速化事業における実施事業（詳細）

事業名	防災関連勉強会事業
実施団体名	根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町
事業の目的	発災時の即応力の強化や平時の減災・防災対策の強化のため、管内市町間の連携による情報連絡体制の整備や各地域での対応状況の共有などを目的として、市町の防災担当者を対象とした勉強会を開催する。
事業概要	<p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町防災担当職員勉強会の実施 (講師：一般社団法人日本気象予報士会等)</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町防災担当職員勉強会の実施 (講師：西郷中町町内会連合会等)</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	<p>【幹事市町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹事市町は持ち回りとし、R4年度は根室市、別海町が行うこととする。</li> <li>全体調整及び総合窓口は幹事市町が担う。</li> <li>勉強会テーマ、講師の選定・依頼、各市町との総合調整</li> </ul> <p>【幹事市町以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業への参加派遣、各種情報の共有等の業務</li> </ul>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	大規模災害発生時に備え、根室管内市町が連携して勉強会を実施することにより、市町を越えた「平時の情報連絡体制強化」や「共同での防災対応能力向上」が期待される。



勉強会の様子

## 広域連携加速化事業における振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	今回の連携地域は、市町村連携地域モデル事業と同様の枠組みで形成したことから、困難と感じる点はなかった。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	市町村連携地域モデル事業と同様の市町で構成したことから、円滑に連携地域形成が図られた。

### 2. 連携事業について

#### 1) 防災関連勉強会事業

連携して事業を進める際に困難と感じた点	地域によって大きな被害をもたらす可能性のある災害が異なるため（地震、津波、暴風雪等）、それぞれに合わせた勉強会を開催する必要がある。
連携事業が円滑に進むよう工夫した点	管内5市町に持ち回りで幹事自治体になってもらうことで、それぞれの市町の災害、課題に合わせた勉強会の開催が可能になった。

# 国の広域連携制度活用地域

## 4 連携地域・構成市町村・事業一覧(国の広域連携制度活用地域)

国の広域連携制度を活用している地域においても、人口減少や高齢化が深刻化する2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、各(総合)振興局において策定した「広域連携前進プラン」に基づき、北海道と市町村が連携しながら、広域連携の取組が進められています。

連携地域名	構成市町村	事業名
宗谷地域	稚内市、猿払村、浜頓別町 中頓別町、枝幸町、豊富町 礼文町、利尻町、利尻富士町 幌延町	・公務人材(専門人材)の確保・ 育成に係る調査・検討等
釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、 浜中町、標茶町、弟子屈町、 鶴居村、白糠町	・公務人材(専門人材)の確保・ 育成に係る調査・検討等

# 宗谷地域





## 広域連携加速化事業の取組（詳細）

取組名	公務人材（専門人材）の確保・育成に係る調査・検討等
実施団体名	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
取組の目的	<p>現在、宗谷管内では、新規採用職員及び土木・建築や福祉などの専門職員の確保が難しい状況となっており、職員が減少している。</p> <p>また、圏域の離島では、島外への進学や就業が多いことから、人材の確保が難しく、若手職員の育成が間に合わない状況となっており、今後持続的に多様な行政サービスを提供できなくなる恐れがある。</p> <p>このため、当管内における広域連携前進プランの「行政事務の効率化」において、公務人材（専門人材）の確保・育成における新たな方策について、調査・検討等を進めていく。</p>
取組概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携推進検討部会等で「公務人材の確保・育成」に係る調査・検討等を進めるにあたっての勉強会を実施</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携推進検討部会で、全国での ICT 運用の先進事例について情報提供</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	<p>管内全市町村：調査・検討等への協力、定住自立圏の取組への反映検討</p> <p>北海道宗谷総合振興局：広域連携推進検討部会等を活用した調査・検討等を進めるにあたっての勉強会の調整・実施、講師招へい等</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>公務人材（専門人材）の確保・育成に係る調査・検討等を進めることにより、行政サービスの担い手の安定的な確保及び住民の生活機能の確保が期待されるほか、第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、定住自立圏としての取組の内容を深化させることで、持続的に多様な行政サービスを提供する体制が確保される。</p>

## 広域連携加速化事業の取組に係る振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	平成 22 年度に宗谷定住自立圏を形成済み。 ※令和 3 年 3 月に第 3 期共生ビジョン策定
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	宗谷定住自立圏において、産業振興などの取組が進められているが、広域連携加速化事業の広域連携推進検討部会を活用することにより、公務人材の確保など、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスの維持・確保に向けた取組も進めた。

### 2. 取組内容について

#### 1) 公務人材（専門人材）の確保・育成に係る調査・検討等

連携して取組を進める際に困難と感じた点	宗谷管内では、平成 22 年度から宗谷定住自立圏を形成し、人口減少の進行により顕在化する地域課題に対する取組を進めているが、圏域市町村では、専門職の人材確保が難しくなっており、公務人材の確保・育成に向けた調査・検討等を行うこととした。 しかし、本地域は既に定住自立圏が形成されているため、道の地域づくり総合交付金を活用できない中で事業を実施していくための工夫が必要であった。 また、公務人材（専門人材）の確保について、圏域内では離島もあることから、離島も含めた広域連携のあり方の検討が必要であるが、人材確保の手法、先進事例等の情報が不足していた。
取組が円滑に進むよう工夫した点	広域連携加速化事業を活用し、各市町村の企画部内等の担当職員を参集して市町村間連携の議論の場を設けることにより、宗谷定住自立圏の取組内容の深化に資する仕組みや取組が構築されるよう、検討を始めた。また、財政面において、既存の会議体やオンラインを活用し、経費を最小限に抑えながら、講師を招いて勉強会を実施した。

# 釧路地域

## 釧路地域

### 連携地域の概要

人口※	222,613 人
面積※	5,997.48 km <sup>2</sup>
構成市町村数	8
中心市	釧路市
形成協定締結	平成 21 年 12 月 11 日
ビジョン策定	平成 22 年 9 月 29 日

※令和 2 年国勢調査結果より



#### 連携地域形成の経緯

地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を維持していくためには、豊かな自然環境や地域の歴史文化を尊重し、住民が安全に安心して暮らし続けることができる地域を築く必要がある。

このため、日常生活圏を共有している圏域の構成市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、圏域の活性化に向けた取組を推進していく必要があり、中心市である釧路市と周辺町村とが、互いの役割分担の中で、定住に向けた機能の充実や地域の魅力の向上に努めるため、平成 21 年度から国の制度である定住自立圏による 8 市町村の枠組みでの連携地域が形成されている。

連携する具体的事項	医療	地域公共交通	
	福祉	デジタル・ディバイトの解消へ向けた ICT の活用	
	教育	連携市町村における人材の育成	○
	環境	連携市町村の職員等の交流	○
	防災	その他	
	機能の集約化		

### 広域連携加速化事業の取組（概要）

取組名	取組概要
公務人材（専門人材）の確保・育成に係る調査検討等	地域課題連携対応研究会や市町村へのアンケート調査において、課題や今後取り組みたい分野として公務人材の確保や育成が多くあがっていたことから、専門人材の確保・育成及び活用に向けた新たな方策について広域連携推進検討部会で調査・検討等を進めていく。

## 広域連携加速化事業の取組（詳細）

取組名	公務人材(専門人材)の確保・育成に係る調査・検討等
実施団体名	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町
取組の目的	<p>現在、釧路管内では、一般的な公務人材のほか、土木・建築や保健、福祉などの専門人材についても確保が難しくなっており、職員数も減少傾向にある。</p> <p>また、公務人材が減少していくなか、道では道から市町村への事務・権限の移譲を進めているため、今後、一人の職員への負担が集中してしまう恐れがある。</p> <p>このため、当管内における広域連携前進プランに公務人材(専門人材)の確保・育成を位置付け、新たな方策について調査・検討を進めていく。</p>
取組概要	<p>(R2年度)</p> <p>—</p> <p>(R3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門人材の確保・育成及び活用に向けた新たな方策について、広域連携推進検討部会等で調査・検討等の一環として勉強会を実施</li> </ul> <p>(R4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門人材の確保・育成及び活用に向けた新たな方策について、広域連携推進検討部会等で調査・検討等の一環として先進自治体の取組事例等に関する資料の共有を実施。</li> </ul> <p>(R5年度)</p> <p>検討中</p> <p>(R6年度)</p> <p>検討中</p>
構成団体の役割分担	<p>管内全市町村：調査・検討への協力</p> <p>北海道釧路総合振興局：広域連携推進検討部会等を活用した調査・検討等に向けた勉強会準備、講師招へい等</p>
連携により得られた成果又は見込まれる成果	<p>道と市町村の連携による持続的な行政サービス提供に向けた公務人材(専門人材)の確保・育成に係る調査・検討等を進めることにより、行政サービスの担い手が安定的に確保されるとともに、効果的・効率的な人材育成の推進によって、住民の生活機能の確保が期待されるほか、定住自立圏としての取組の内容を深化させていくことができる。</p>

## 広域連携加速化事業の取組に係る振り返り

### 1. 連携地域形成について

連携地域形成の際に困難と感じた点	平成 21 年度に釧路定住自立圏を形成済み。
連携地域形成が円滑に進むよう工夫した点	釧路定住自立圏における取組に加えて、広域連携加速化事業の広域連携推進検討部会も活用することにより、様々な視点や角度から「基幹的行政サービスの維持確保に係る課題等」について、調査・検討を進めていけるようにした。

### 2. 取組内容について

#### 1) 公務人材（専門人材）の確保・育成に係る調査・検討等

連携して取組を進める際に困難と感じた点	<p>釧路管内では、平成 21 年度から釧路定住自立圏を形成し、釧路管内全市町村が一体となって地域課題に対する取組が進められている。</p> <p>これまでも「基幹的行政サービスの維持確保に係る課題等」についての検討や取組を行っているものの、さらに踏み込んだ対策を実施するため、公務人材（専門人材）確保・育成に向けた調査・検討を行うこととしたが、本地域は既に定住自立圏が形成されているため、道の地域づくり総合交付金の活用ができない中で事業を実施していくための工夫が必要であった。</p> <p>また、一般的な公務人材及び土木・建築や保健、福祉などの専門人材の確保について、さらなる取組を行う必要があるが、そうしたノウハウや先進事例等の情報が不足していた。</p>
取組が円滑に進むよう工夫した点	道からの交付金がなくとも、既存の会議体を活用するなどの工夫をしながら、講師を招いて研修会を行う等、経費を最小現に抑えつつ、必要なノウハウや先進事例等を収集し十分な調査・検討を行う等の工夫を行った。

# 参 考

# 広域連携加速化事業推進要綱

北海道

## 第1 目的

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、各地域の特性を活かしながら、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要である。

道では、これまで国の定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想による広域連携の取組を積極的に推進するとともに、国の広域連携制度の活用が困難な地域においては、北海道創生総合戦略にあわせ平成27年度から「市町村連携地域モデル事業」を創設し、広域連携の取組を支援してきたところである。

広域連携加速化事業推進要綱（以下「要綱」という。）は、第2期北海道創生総合戦略に掲げる「人口減少下においても持続可能な地域づくり」を進めるため、人口減少と高齢化が深刻化する2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、これまでの広域連携の取組を深化・発展させるとともに、広域連携の形成に至っていない地域を含め新たな取組を展開していくことで、地域全体の活性化を図ることを目的とするものである。

## 第2 道の新たな広域連携の取組

人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討し、広域連携の取組を推進する。

### (1) 広域連携推進検討会議

地域の実情に応じた広域連携による対応の方向性を協議検討するとともに、連携の取組を推進する。

なお、次に掲げる事項のほか、必要な事項については、開催要領で規定する。

#### ① 内容

(2)に示す広域連携前進プラン（以下「前進プラン」という。）に基づく取組状況の進捗確認のほか、人口減少等による行政サービス維持・確保に関する懸案及び広域連携での対応の方向性等に関する意見交換を行う。

また、広域連携推進検討会議（以下「検討会議」という。）の円滑な運営を図るため、併せて広域連携推進検討部会（以下「検討部会」という。）を開催する。

#### ② 構成員

##### ア 検討会議

各（総合）振興局管内市町村長及び各（総合）振興局長とし、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

##### イ 検討部会



各（総合）振興局管内市町村の総務（企画）担当課長及び各（総合）振興局地域創生部地域政策課長とし、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

③ 会議

ア 検討会議

各（総合）振興局長を座長とする。

イ 検討部会

各（総合）振興局地域創生部地域政策課長を幹事長とする。

(2) 広域連携前進プラン

各（総合）振興局において、市町村と共同で顕在化する地域課題と広域連携による対応の方向性を記載した前進プランを策定する。

① 内容

住民に対し市町村が行うべき基幹的行政サービス、医療、地域公共交通、ICTインフラの活用、防災など、市町村が担うことを求められる事務・事業の中でも、地域で暮らし続ける上で欠かせない行政サービスの維持・確保を図るための広域連携による対応の方向性や具体的な取組について掲載する。

② 推進期間

令和2年から令和6年度までの5カ年とするが、内容は必要に応じて、毎年度見直しができるほか、追加や削除を柔軟に行うことができる加除式とする。

③ 公表

北海道は、道のホームページにより前進プランの公表に努めなければならない。

第3 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）による支援

国の広域連携制度の活用が困難な市町村等が、前進プランに基づき連携して取り組み、かつ、地域連携ビジョンに基づくソフト事業に対して支援を行う。

(1) 連携市町村の要件

この要綱に基づき連携する市町村とは、人口減少下においても、医療や福祉などの行政サービスが持続的に提供されるよう、地域の実情に応じた多様な連携ネットワークを形成しようとする隣接した市町村であり、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っていない市町村を1/2以上含むことを要件とする。

(2) 地域連携協定

① 地域連携協定の定義

地域連携協定は、2以上の市町村が2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、各種行政サービスを持続的に提供できるよう、②に規定する事項を定めた協定である。

② 地域連携協定に規定する事項

地域連携協定においては、関係市町村が連携して、各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するという観点から、少なくとも次の事項について規定するものとする。

ア 連携市町村の名称

地域連携協定を締結する市町村の名称を規定するものとする。

イ 目的

市町村が連携して各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、連携の基本的な目的を規定するものとする。

ウ 基本方針

北海道人口ビジョンの将来展望で目標時点と設定する令和22年（2040年）を念頭に、市町村が行うべき基幹的行政サービス等の維持・確保を図るため、市町村が連携して取り組む様々な取組のうち、主に以下のエに定める政策分野について規定するものとする。

エ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて様々な取組を柔軟に定めることができるが、特に、（ア）生活機能の強化、（イ）結びつきやネットワークの強化、（ウ）地域マネジメントの能力の強化の3つの視点から、市町村が行うべき基幹的行政サービス等を維持・確保していく必要がある。

このため、地域連携協定においては、次に掲げる政策分野のうち少なくとも2以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、土地利用、産業振興など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 環境

地域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO<sub>2</sub>吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた

連携

e 防災

地域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

f 機能の集約化

施設やインフラ、情報システム等の資源、専門人材などの地方公共団体間での共同活用や、共通・類似する事務の共同化等に向けた連携

(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、地産地消、移住促進など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活性化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・デバイドの解消へ向けたICTの活用

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTの活用等に向けた連携

(ウ) 地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野について連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、民間人材確保など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 連携市町村における人材の育成

b 連携市町村の職員等の交流

オ エの執行等に係る基本的事項

地域連携協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置(地方自治法第252条の7等)や事務の委託(同法第252条の14等)等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、地域連携協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

カ 地域連携協定の期間及び廃止の手続き

地域連携協定の期間は、市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

また、地域連携協定の廃止に当たっては、全ての連携市町村の協議により合意する旨を規定しておくことが望ましい。

③ 地域連携協定の締結等の公表

地域連携協定の締結、変更又は廃止を行った市町村は、直ちにこれを公表するものとする。

(3) 地域連携ビジョン

① 地域連携ビジョンの定義

地域連携ビジョンは、連携地域を対象として②に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、記載された事項ごとに関係する市町村による協議を行ったものをいう。

② 地域連携ビジョンに記載する事項

地域連携ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

ア 連携地域及び連携市町村名称

連携地域の名称及び連携市町村の名称を記載するものとする。

イ 連携地域の将来像

連携地域全体で各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該連携地域の将来像を提示することが望ましい。

ウ 地域連携協定に基づき推進する具体的取組

イの規定により提示する将来像の実現に向けて、地域連携協定において規定された事項に基づき、連携市町村が推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関係する市町村の名称及び根拠とする地域連携協定等の規定（前進プランに基づく事業にあってはその旨）を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

エ 地域連携ビジョンの期間

地域連携ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の見直しを行うものとする。

③ 地域連携ビジョンに関する連携市町村の協議

地域連携ビジョンの策定又は変更に当たっては、連携市町村間においてそれぞれ関連する部分について必要な協議を行うものとする。

④ 地域連携ビジョンの策定等に関する関係者の意見聴取等

地域連携ビジョンの策定に当たっては、連携地域内の関係団体等の意見を聴取するとともに、その推進に当たっては、当該団体等の協力のもとに実施するものとする。

⑤ 地域連携ビジョンの公表

連携市町村は、地域連携ビジョンの策定又は変更を行ったときは、これを公表するものとする。

(4) 地域連携協定等の写しの送付等

連携市町村は、第3(2)③又は第3(3)⑤の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを北海道に送付するものとする。

この場合において、北海道は道のホームページによりその情報の公表に努めなければならない。

#### 第4 北海道による助言及び支援

北海道は、地域連携ビジョンの策定等に関して事前に助言の求めがあった場合や、連携市町村から第3の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンの送付を受けた場合のほか、必要に応じて市町村連携に関する取組について助言を行うものとする。

また、連携市町村から第3の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。

#### 第5 その他

- (1) 第2の規定に基づき協議・検討した結果を踏まえ、市町村間の広域連携による行政サービスの維持・確保が困難な場合には、「北海道と市町村の連携」のあり方について検討できるものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、北海道が別に通知で定めるところによるものとする。

#### 附 則

##### 第1 施行期日

この要綱は、令和2年（2020年）7月14日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）9月15日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）6月17日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）5月20日から施行する。

## 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、人口減少の進行により顕在化する各種課題を克服して行政サービスを維持・確保し、地域活性化等の地域創生に向けた取組を実現していくため、市町村が相互補完と役割分担によって広域的な連携を行い、自主性や独自性を保ちながら持続可能な地域づくりに資することを目的に、予算の範囲内で、地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）（以下「交付金」という。）の交付に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 交付対象者

- 1 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、広域連携加速化事業推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は、交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村（以下「地域」という。）及び全ての連携市町村で構成する協議会（以下「協議会」という。）とする。
- 2 前項において、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏推進要綱（平成26年8月26日総行市200号）に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っている市町村が2分の1を超える場合は交付対象としない。

### 第3 交付金の支援期間

支援期間は最大5カ年度までとする。

### 第4 交付対象事業

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、地域を代表する市町村が属する振興局管内の広域連携前進プラン（以下「前進プラン」という。）に掲載した、又は掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は掲載予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については交付対象事業としない。
  - (1) 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるもの）又は道の他の補助金等の交付を受けた事業
  - (2) 国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けた事業
  - (3) 交付対象者から補助を受けた団体等が他の団体等に補助する事業
  - (4) 営利を目的とする事業
  - (5) 損失補填的な事業
  - (6) その他知事が不相当と認める事業

### 第5 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とするが、次に掲げる経費は

対象外とする。

- 1 賃金及び職員費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）
- 2 職員の旅費（当該事業の一環として必要不可欠と認められる事業を除く。）
- 3 貸付金・保証金
- 4 基金の積立金
- 5 施設等の維持補修費及び維持管理費
- 6 食糧費及び交際費
- 7 不動産の取得に要する費用及び補償に要する費用
- 8 その他知事が不相当と認める経費

#### 第6 交付金の限度額、単位及び交付率

交付金の額は、当該要綱第2の1に規定する地域又は協議会に予算の範囲内で、1地域又は1協議会あたり上限1,000万円の定額とする。ただし、交付対象経費がそれぞれの額に満たないときは交付対象経費の額を上限とし、10万円単位で交付する。

#### 第7 実施計画の提出

交付金の交付を受けようとする地域又は協議会を代表する市町村は、広域連携加速化事業計画書（別記第1号様式）（以下「実施計画」という。）を知事に提出するものとする。

#### 第8 実施計画の審査

知事は、別に定める審査要領に基づき、地域又は協議会を代表する市町村から提出された実施計画の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を採択し、交付金を交付する地域又は協議会を代表する市町村に対し交付の内示を行うものとする。

#### 第9 交付の申請

- 1 交付の内示を受けた者は、別に指定する期日までに、知事に対し交付金の交付申請をしなければならない。
- 2 交付の申請に当たっては、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成25年3月29日告示第10328-3号）（以下「総合政策部様式」という。）第1号様式、第2号様式、第16号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式、第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。）及び広域連携加速化事業調書（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 3 交付事業者は、交付金の交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

なお、事業実施主体が間接補助事業者等である場合も同様とする。

## 第 10 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- 1 交付対象経費の額又は配分の変更を行うときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該交付対象経費の増減額及び各構成事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更については、この限りではない。
- 2 交付対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限る。）については、この限りではない。
- 3 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具等）については、交付対象事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該交付対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

## 第 11 事情変更等による手続

交付事業者は、第 10 の 1 本文及び 2 本文の規定に該当する場合には、総合政策部様式第 21 号様式に關係書類を添付の上、知事に提出するものとする。

## 第 12 実績報告

- 1 交付金の交付の決定を受けた者は、交付対象事業の終了後、実績の報告を知事にしなければならない。
- 2 実績の報告にあたっては、総合政策部様式第 2 号様式、第 28 号様式、第 30 号様式、第 31 号様式及び広域連携加速化事業実績調書（別記第 3 号様式）を提出するものとする。
- 3 第 1 項に規定する実績の報告は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに行うものとする。

## 第 13 交付金の交付

- 1 交付金は、額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、交付金事業の遂行上必要があると認めたときは、必要の都度、概算払をすることができる。
- 2 交付金事業者は、交付金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（総合政策部様式第 26 号様式）及び最新の資金収支計画書（総合政策部様式第 32 号様式）を知事に提出するものとする。



3 知事は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該交付金事業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、前項の規定による資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

#### 第14 事業着手後の交付決定

知事は、事業着手後に交付決定を行う場合は、事業の目的、内容、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定があっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年（2020年）11月2日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）6月17日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）5月20日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月3日から施行する